

【1】PCB廃棄物の保管方法

PCB廃棄物の保管に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第八条の十三に定められている「特別管理産業廃棄物保管基準」にしたがって保管することが必要です。

基準の内容及び具体的に考えられる保管方法は、次のようになります。

1. 周囲に囲いが設けられていること。
保管場所に容易に他人が立ち入ることがないようにすべきであり、倉庫や保管庫など施錠ができる場所が望ましい。
2. 廃棄物の種類などを表示した掲示板が設けられていること。
掲示板は、縦横60cm以上とし、以下の事項を表示したものであること。
 - [1] 特別管理産業廃棄物の保管場所であること。
 - [2] 保管する特別管理産業廃棄物の種類
 - [3] 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
3. 飛散、流出、地下浸透、悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。
4. ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
5. 他の物が混入するおそれのないよう仕切りを設けること等の必要な措置を講ずること。
6. PCB廃棄物については、容器に入れ密封すること等揮発の防止のために必要な措置及び高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
7. PCB汚染物又はPCB処理物については、腐食防止のために必要な措置を講ずること。

（3から7に関して）

ドラム缶などの密閉容器で保管すること、また漏れが心配される場合は容器を二重化することが望ましい。

なお、ボイラー室など高温にさらされる場所は、避けるようにする。

【2】PCB廃棄物の保管等の届出

PCB廃棄物の保管等に当たっては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年六月二十二日法律第六十五号）第八条により、毎年度6月30日までに保管及び処分の状況に関し、都道府県知事に届け出る必要があります。

また、PCB廃棄物の保管場所を変更した場合、10日以内に届け出る必要があります。

（PCB廃棄物に関する情報）

環境省HP <http://www.env.go.jp/recycle/poly/index.html>

日本環境安全事業株式会社HP <http://www.jesconet.co.jp/>